

平成 16 年 7 月 14 日

経済産業省商務情報政策局情報経済課 御中

全国銀行協会

「個人情報保護ガイドラインに対する意見」について

標記ガイドラインにつきまして、別紙 1 ~ 4 のとおり意見を申し上げますので、宜しくお取り計らい願います。

以 上

(別紙1)

個人情報保護ガイドラインに対する意見(1)

1. 氏名	全国銀行協会
2.3. 連絡先	(略)
4. 該当箇所	28頁 【人的安全管理措置として講じることが望まれる事項】
5. 意見の概要	「非開示契約に違反した場合の措置に関する規程の整備」において、清掃担当者、警備員等については、必ずしも「アクセス可能な関係者の範囲及びアクセス条件について契約書等に明記することが望ましい」とは言えない。
6. 意見	「非開示契約に違反した場合の措置に関する規程の整備」において、清掃担当者、警備員等の個人データを保有する建物等に立ち入る可能性がある者に関しても、「アクセス可能な関係者の範囲及びアクセス条件について契約書等に明記することが望ましい」とあるが、そうした明記が望ましいとは言えない場合もあり、書きぶりを改めるべきである。
7. 理由	清掃担当者や警備員等に関しては、その立ち入る建物等に個人データ等の重要な情報があることを知らしめる必要はなく、逆に契約書等によってそのことが明らかになり、不正アクセス等のリスクを増大させることになりかねない。

(別紙2)

個人情報保護ガイドラインに対する意見(2)

1. 氏名	全国銀行協会
2.3. 連絡先	(略)
4. 該当箇所	33頁 法第22条 委託先の監督
5. 意見の概要	委託先の監督責任について、受託者がある程度独立して業務を営んでいる場合(代理店への業務委託等)はどのように考えればよいか示していただきたい。
6. 意見	法第22条でいう「個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合」は、一般的にはデータ処理のアウトソース等を想定しているものと思われるが、受託者自身が個人情報を取得するなど、受託者がある程度独立して業務を営んでいる場合(代理店への業務委託等)も含まれると解される。こうした場合の委託者の監督責任の範囲はどのように考えればよいか示していただきたい。
7. 理由	委託先の監督責任の範囲は、受託者の業務の実情に応じて考えることも必要と思われる。

個人情報保護ガイドラインに対する意見(3)

1. 氏名	全国銀行協会
2.3. 連絡先	(略)
4. 該当箇所	39頁 法第23条第4項第2号 合併その他の事由による事業の承継
5.6. 意見(の概要)	「事業の承継が行われる以前に、自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合は、第三者提供となるため、注意する必要がある。」は削除し、こうした場合も適用除外とすべき。
7. 理由	合併、分社化、営業譲渡等の事業の承継が行われる場合は、それに先立って当該事業の経済的価値を外部から評価する必要があり、評価にあたっては、守秘義務契約のもとで当該事業に関する顧客基盤、債権・債務の現況、役員・従業員等の情報を相手会社や評価会社に開示するのが実務上必要不可欠である。開示には、顧客、債権・債務者、役員・従業員等の個人データを必然的に伴う場合があり、個人データの匿名化の有無を問わずこうした開示を一律に第三者提供ととらえるならば、法に従ってこれら全ての個人情報について本人の同意を得るのは到底不可能である。すなわち、「事業の承継が行われる以前に、自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合」を第三者提供とするならば、事業の承継に先立って当該事業の経済的価値を外部から評価することが事実上不可能になり、外部からの評価が不可能である以上市場取引は成立せず事業の承継そのものも不可能となる。法が第23条第4項第2号の適用除外を設けたことから明らかなとおり、こうした帰結は法の意図するところではなく、当該事例も法第23条第4項第2号により第三者提供の適用除外とすべきである。

(別紙4)

個人情報保護ガイドラインに対する意見(4)

1. 氏名	全国銀行協会
2.3. 連絡先	(略)
4. 該当箇所	その他
5. 意見の概要	法の国際的な適用に関する事項を示していただきたい。
6. 意見	ガイドラインには、法の国際的な適用に関する事項が記載されていない。例えば、非居住者の情報を国内で取扱う場合(典型的には、海外支店の従業員に関する個人情報を国内の本社で取扱う場合)や、海外支店と国内本社が協同して個人情報を取扱う場合など、法の国際的な適用をどう考えればよいのか、国際的な事業活動での個人情報の取扱いについて特に配慮すべき法の条文はあるか(非居住者への開示をどうすればよいか等)を明らかにしていただきたい。
7. 理由	国際的な事業展開を図る事業者が留意すべき事項を明らかにしておきたい。